

令和4年度 平戸市老朽危険空き家除却事業補助金

補助の「対象建築物」

○対象建築物

(①～④すべて満たすこと)

- ①平戸市内にある、現に使用されていない建物
 - ②木造であること
 - ③面積の半分以上が住宅として使用されていたこと
 - ④老朽危険度について点数の合計が100点以上であること
- ※上記について、職員による建物事前調査を行いますので、立会いをお願いします

補助の「対象者」

○申請対象者

(①～③いずれかに当てはまる人で市税の滞納がない人)

- ①補助対象建築物の登記簿上の所有者または、未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳上の所有者(法人を除く)
 - ②上記の相続人
 - ③上記①、②の人から同意を受けた人
- ※補助対象建築物が複数人の共有である場合は、共有者全員の同意書又は誓約書が必要です。
※建物の登記簿に所有権以外の物権が設定されている場合は、権利者の同意書が必要です。

「補助金額」

○補助金額

- ①補助対象経費は、除却工事費(税別)の80%と国の基準額の80%とを比較しいずれか少ない額
- ②補助金額は、上記補助対象経費の2分の1(上限80万円)

(計算例)

{	・工事費(税別) × 80% × 1/2 = 補助金額(≤80万円)	}	比較し 少ない額
	・国の基準額 × 80% × 1/2 = 補助金額(≤80万円)		

「申込方法」

○まずは『建物事前調査申込書』に記入し、提出ください

受付場所：平戸市役所 都市計画課(窓口)または各支所
受付期間：4/1(金)～5/16(月)です
※現地の場所がわかる住宅地図等を添付してください

《申込の注意点》

- ・補助申請するまで、除却工事に着手していないこと
- ・補助決定後、除却工事は平戸市内にある建設業の許可等を受けた者に請け負わせること
- ・付属の倉庫・車庫・牛舎・門・塀などは補助対象外です
- ・建物の一部を除却する工事は補助対象外です
- ・申請者が相続人や同意を受けた人の場合は戸籍謄本や同意書等が必要です
- ・予算に限りがありますので、周囲への危険性が高い建物を優先的に補助決定とします

※第一次募集で予算上限に達しない場合は第二次募集を行います。

【お問合せ・ご相談】

〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
平戸市役所 建設部 都市計画課 建築班
電話(直通)0950-22-9166